

法人名 医療法人 五星会

※医療法人整理番号

所在地 神奈川県横浜市港北区菊名4-4-27

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 3 月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	4,576,609	I 流動負債	2,998,981
現金及び預金	2,512,207	買掛金	296,580
事業未収金	1,869,200	未払金	437,004
未収金	31,742	1年以内返済借入金	481,139
たな卸資産	81,060	短期借入金	1,050,000
前払費用	146,701	未払費用	262,013
役職従業員短期貸付金	1,150	預り金	32,540
立替金	10,833	従業員預り金	54,355
貸倒引当金	△ 76,284	未払法人税等	1,002
II 固定資産	7,406,939	未払消費税等	16,227
1 有形固定資産	6,209,336	前受収益	0
建物	3,151,339	賞与引当金	264,164
建物減価償却累計額△	1,087,937	短期リース債務	103,957
建物付属設備	2,888,497	II 固定負債	6,010,870
付属設備減価償却累計△	1,717,121	長期借入金	4,554,661
構築物	265,999	長期未払金	2,700
構築物減価償却累計△	147,686	リース債務	506,963
医療用器械備品	2,136,046	退職給付引当金	946,546
医療器械減価償却累計△	1,837,222	負債合計	9,009,851
その他の器械備品	944,160	純資産の部	
他器械減価償却累計△	810,629	科 目	金 額
一括償却資産	15,167	I 出資金	924,727
リース資産	522,659	II 積立金	2,020,390
土地	1,886,064	特別償却準備金	1,205
建設仮勘定	0	繰越利益積立金	2,019,185
2 無形固定資産	110,170	(うち当期利益(損失))	△ 718,184
ソフトウェア	101,563	III 評価・換算差額等	28,580
電話加入権	1,917	その他有価証券評価差額金	28,580
入会金	5,000		
権利金	1,690		
3 その他の資産	1,087,433		
有価証券	143,199		
長期前払費用	175,675		
敷金保証金	60,969		
保険積立金	45,906		
その他の資産	110		
繰延消費税等	241,290		
繰延税金資産	420,284		
資産合計	11,983,548	純資産合計	2,973,697
		負債・純資産合計	11,983,548

法人名 医療法人 五星会

※医療法人整理番号

所在地 神奈川県横浜市港北区菊名 4-4-27

損 益 計 算 書

(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		11,590,311
2 事業費用		
(1)事業費	12,168,302	
(2)本部費	164,616	12,332,918
本来業務事業損失		742,607
事業損失		742,607
II 事業外収益		
受取利息及び配当金	5,752	
その他の事業外収益	92,531	98,283
III 事業外費用		
支払利息	47,422	
その他の事業外費用	3,004	50,426
経常損失		694,750
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	2,464	2,464
V 特別損失		
固定資産除却損	0	
固定資産圧縮損	0	
その他の特別損失	29,544	29,544
税引前当期純損失		721,830
法人税・住民税及び事業税	1,002	
法人税等調整額	△ 4,648	△ 3,646
当期純損失		718,184

個 別 注 記 表

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

 其他有価証券

 ・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法)による。

 ・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2)たな卸資産 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

 定率法によっております。但し、平成10年4月以降取得した建物および平成28年4月以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2)無形固定資産

 定額法によっております。ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいています。

(3)リース資産

 所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております

 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

(2)退職給付引当金

 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により計算し、計上しております。

(3)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、発生から5年を超える債権については回収可能性がないとして、全額引当金を計上しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項
該当なし

7. 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産

建 物	1,735 百万円
土 地	1,180 百万円
計	2,915 百万円

上記に対する債務

長期借入金	2,534 百万円
計	2,534 百万円

8. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

① 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	事業上の 関係	取引の内容 容	取引金額	期末残高
役員及び その他近 親者	山本 登	理事長	当法人 理事長	当法人の 借入に対 する債務 被保証（注 1）	5,377 百万円	5,377 百万円
役員及び その他近 親者	山本芳子	理事	当法人 理事	当法人の 借入に対 する債務 被保証（注 2）	564 百万円	564 百万円

- (注1) 当法人はみずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、きらぼし銀行、福祉医療機構の借入金に対して山本登理事長より債務保証を受けている。
なお、保証料の支払いは行っていない。
- (注2) 当法人はみずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、きらぼし銀行、福祉医療機構の借入金に対して山本芳子理事より債務保証を受けている。
なお、保証料の支払いは行っていない。

9.偶発債務に関する事項

保証債務

下記の法人の金融機関等からの借り入れに対し、次の通り担保の差し入れを行っております。

(担保提供資産)

医療法人三星会 定期預金 100,000 千円

10. 重要な後発事象に関する事項

該当なし

11. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1)有形固定資産の減価償却累計額 5,600百万円

(2)取得価額から直接減額している圧縮記帳額 356百万円

(3)財務制限条項

借入金のうち、長期借入金 233 百万円については財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

- ① 貸借対照表上の純資産の部の金額を令和5年3月決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の70%および直前の決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の70%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ② 損益計算書の経常損益につき、2期連続して損失を出さないこと(但し、初回の判定は、令和6年3月期および令和7年3月期の2期とする)。